

# 感染対策向上加算

## 1. 院内感染防止に関する基本的な考え方

院内感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

## 2. 院内感染対策のための組織に関する事項

院内感染対策活動の中核的な役割を担うために「院内感染防止対策委員会」を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。さらに、感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

## 3. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

## 4. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。院内感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じた感染対策の周知や指導を行っています。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い感染拡大の防止を行います。

また、必要に応じ、地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

## 6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる時期には、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いします。

## 7. 抗菌薬適正使用に関する事項

抗菌薬使用患者は、使用量・効果などを定期的に抗菌薬適正使用支援チーム（AST）が介入し、適切な抗菌薬使用となるように努めています。

## 8. その他の当院における院内感染防止対策の推進のために必要な事項

1) 感染防止対策の推進のため「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルを見直し、改訂を行います。

2) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。

## 9. 地域連携

地域の医療機関や保健所等と連携し定期的にカンファレンスを行います。